

令和8年2月10日
建築局住宅再生課

「横浜市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則」の 一部改正に関する意見公募について

令和7年5月30日に改正された「マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）」の施行に伴い、「横浜市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則」を一部改正することを予定しております。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 改正の概要

（1）法律名の変更

改正前：マンションの建替え等の円滑化に関する法律

改正後：マンションの再生等の円滑化に関する法律

（2）用語の変更

改正前：「除却の必要性」「容積率の特例」

改正後：「除却等の必要性」「容積率等の特例」

（3）法の条ずれに伴う変更

2 意見公募期間

令和8年2月10日（火）から令和8年3月11日（水）まで

（必着。郵送の場合は当日消印有効）

3 ご意見提出方法

別紙の意見投稿用紙に必要事項をご記入の上、次のいずれかの方法により、
ご提出願います。なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、
あらかじめ御了承ください。

（1）電子メール

電子メールアドレス：kc-jutakusaisei@city.yokohama.lg.jp

（2）郵送または持参

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎24階

横浜市建築局住宅再生課 あて

※持参の場合は平日8:45～17:15（12:00～13:00は除く）

（3）FAX

FAX番号：045-641-2756

4 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例にしたがって適切に取り扱います。

5 ご不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市建築局住宅再生課 電話：045-671-2954